

初瀬龍平編著

『エスニシティと

多文化主義』

同文館 1996年 xvi+316ページ

村田雄二郎

多文化主義 (multiculturalism) とは、文化の差異の共存をめざす理念であり、政策・運動である。さまざまな人種や民族がひとつの国家に統合されることを否定しはしないが、主流文化への同化は拒否する。この意味で多文化主義は、本書にも述べられているとおり、「反同化主義の国民統合イデオロギー」(42ページ)である。

ここで強調されるのは、「差異を解消するために、差異を際立たせる」ということである。もちろん、これは一つの背理である。だが、あえてこの背理を買かざるをえないところに、現在の多文化主義が直面する困難があると言えよう。

もちろん、この二つの「差異」の違いを整理することは可能であるし、必要でもある。解消されるべき差異とは、社会の主流集団とマイノリティ (エスニック集団・先住民) の間の格差・不平等を意味する (これを差異Ⅰとする)。これに対して、多文化主義が擁護し奨励する差異とは、劣位にあることを自覚したマイノリティの文化的自決権である (これを差異Ⅱとする)。

この差異Ⅰと差異Ⅱの位相の違いを無視することはできない。もしここで、不平等の克服・解消という前提を取り去ってしまうと、主流文化のメンバーが多文化主義を逆手にとって、移民や外国人の排斥を正当化するという奇妙な状況が現れることになる。事実、フランスやドイツでは、極右勢力による外国人労働者排斥運動が大きな社会問題を引き起こしている。「差異への権利」は、ホスト国の文化にも保証されるべきだとレトリックを使って。

これは、上の2種類の差異を意図的に混同した結

『アジア経済』XXXVIII-3 (1997.3)

果であろう。多文化主義がめざすのは、複数の文化の共存であって、差異一般の強調ではないはずである。

しかし、そのように言ったからといって、多文化主義の理論的隘路がすぐに打開されるわけでもない。差異Ⅱを認めるとしても、その範囲と次元をどこに設定するのか。またそれが設定されたとして、いかにして社会全体の承認が得られるのか。本書が指摘するように、こうした問題をめぐって、カナダ、アメリカ、オーストラリアなど多文化主義の実践国では、絶えず論争や葛藤が起こっているのだ。

もしも、複数の民族・人種集団がそれぞれ多文化主義を掲げて、排他的な権利主張を行うとすれば、異文化共存の初志からはますます遠ざかってしまうだろう。実際、多文化主義の実践には、文化的差異の強調がかえって社会の統合や利害調整を困難なものにするのではないかとの疑念・批判がいつもつきまとっている。アフーマティブ・アクションやPC (政治的正しさ) 理論を批判するアメリカの「保守派」知識人はその代表である。彼らは、エスニックな差異を際立たせることが、国家や社会の統合にとってマイナスであると考え、そこで多文化主義に反対するのである。統合と差異の緊張関係のなかで、多文化主義はつねに揺れ動いているのが実状である。

*

本書は、今日の多文化主義がはらむこうした可能性と問題点を、理念と政策、歴史と現状をふまえて総合的に検討した論集である。全体は3部、12章から構成される。まず、各論文の題目と執筆者を掲げておこう。

第Ⅰ部 国民国家と地域・文化・エスニシティ

第1章：国際政治におけるエスニック集団 (武者小路公秀)

第2章：国民国家と地域——歴史の文脈で (百瀬宏)

第3章：国民国家と多文化主義 (関根政美)

第4章：「多文化主義」をめぐる論争点——概念の明確化のために (梶田孝道)

第II部 多文化主義の可能性と課題

第5章：オーストラリアにおけるアジア系多文化社会——加速化するアジア系社会の形成

(竹田いさみ)

第6章：カナダ多文化主義の現実とジレンマ

(田村知子)

第7章：米国における文化多元主義 (今田克司)

第8章：オーストリア＝ハンガリー二重帝国の多文化主義——二重制と少数民族政策を中心に国際政治におけるエスニック集団 (月村太郎)

第9章：日本の国際化と多文化主義 (初瀬龍平)

第III部 先住民と国際社会

第10章：近代国民国家と先住民——異邦人と市民のあいだ (加藤普章)

第11章：先住民、植民統治者、労働移民——ハワイ、フィジー、半島部マレーシアのエスニシティ (都丸潤子)

第12章：国際社会と先住民族——先住民族とエスニシティと国際政治 (上村英明)

ここで章別構成について付言しておく、第I部は本書の理論編であり、国際社会における脱「国民国家」化の諸現象、多文化主義の理念とその問題点が論じられる。とくに、第3章および第4章は多文化主義の定義・概念を総括的に分析し、現在の論争点や問題点を詳しく検討しているので、後にまた触れることになる。

続く第II部、III部は多文化主義の実例の検証に当てられ、いわば本書の実践編を成している。第II部では、オーストラリア・カナダ・アメリカ・オーストリア＝ハンガリー帝国、日本のケースが多角的に分析され、また第III部では、先住民の立場から見た多文化主義が、北米(第10章)、ハワイ・フィジー・半島部マレーシア(第11章)、日本(第12章)における先住民の権利回復運動に実例をとりながら、具体的に論じられている。以上、いずれの論文にも、多文化主義をめぐる重要な問題提起が含まれているが、いまは紙幅の制約もあり、それらを順を追って紹介することはしない。

*

さて、全体を通観してみても、本書の執筆者には、多文化主義が直面するさまざまな問題点を指摘しながらも、それが人種差別・同化主義の克服や民族紛争の解決に対してもつ有効性を認める点で、大まかな共通理解が成立していると言ってよいだろう。国民国家体系を乗り越えるにせよ、既存の国家統合を補完するにせよ、国内および国際秩序の安定に必要なとされる異文化の「共生」にとって、今のところ多文化主義に代わりうる理念・政策は存在しないというわけである。

ただし、多文化主義の性格や意義を検討する段になると、執筆者の間にも理解の食い違いや対立点が目立ってくるようである。論者によって多文化主義の定義にかなりの幅があるのは、事柄の性質上やむを得ないとはいえ、読者をとまどわせる点がないわけではない。ここでは、用語法に関してのみ、気をついた点を挙げておきたい。

多文化主義の理念と性格について考える際、われわれの理解を助けてくれるのが、本書にもたびたび引かれるゴードン(Gordon, M. M., *The Scope of Sociology*, New York, Oxford University Press, 1988)の議論である。彼は、多元主義を二つの類型に分ける。ひとつはリベラルな多文化主義、もうひとつはコーポレイト多元主義である。第4章の梶田による整理を借りて、この二つの多文化主義の違いを説明してみると次のようになる。

リベラル多元主義は、個人を単位とし機会の平等を前提とする。私的空間においては各人種・民族集団の文化や言語の維持は認めるものの、公的空間においては当該社会に共通する普遍的価値・制度の存在を是認し、個別の民族文化の奨励には消極的である。多文化主義をあくまで諸個人の私的レベルに限定して認めるのが、このリベラル多元主義の基本的な考え方である。

これに対して、コーポレイト多元主義は、人種・民族集団に対して法的な実体性を付与し、社会の構成原理として多文化・多言語を保障しようとする。

ここでは、私的空間のみならず、公的空間でも複数の民族文化が奨励され、その結果、人種・民族集団は政策決定や権力再配分にも関与することになる。コーポレート多元主義の具体例としては、アメリカのアファーマティブ・アクション（積極的格差是正措置）がよく知られている。リベラル多元主義が「機会の均等」を保障しようとするのに対して、コーポレート多元主義は「結果の平等」をめざすと言ってもよいだろう。

ゴードンの言う個人／集団、公的空間／私的空間の分類基準は、さらに細分化することも可能である。第3章・関根論文は、ゴードン理論をふまえた上で、シンボリック多元主義（＝リベラル多元主義）、構造多元主義（＝コーポレート多元主義）、急進的多元主義、連邦制多元主義＝地域多元主義、分離・独立主義多元主義、といった類型化を試みているが、多文化主義のなかでとくにシンボリック＝リベラル多元主義を「文化多元主義アプローチ (Cultural Pluralist Approach)」と等置している（47ページ）。多文化主義を非常に広い枠のなかで捉えようとしているのが、関根論文の特長である。

続く梶田論文も、文化多元主義と多文化主義の違いを説明するが、後者が各文化間の平等を強調するのに対して、前者は「マジョリティの文化の周囲に、多様な文化が散りばめられたかたちで存在する」（70ページ）というイメージがある、と言う。梶田は多文化主義を厳密に議論するなら、コーポレート多元主義に限定することが望ましいと考えているが、こうした見方には関根との微妙な食い違いが感じられる。

文化多元主義に対する理解も、論者に応じてニュアンスを異にするようである。第7章でアメリカの多文化主義を論じた今田は、多様性を抱える社会の統合を分析する概念として、狭義の運動・政策を意味する多文化主義ではなく、文化多元主義の語を選んでいる。アメリカ国内の用語法に従ったものであるが、この前提が他の執筆者に共有されているわけでもなさそうである。

*

このように、文化多元主義や多文化主義の定義をめぐる見解には、かなりのばらつきが見られる。それだけではない。多文化主義に対する評価の面でも、論者の間には看過しえぬ差異が存在しているように思われる。このことを浮き彫りにしているのが、エスニシティと先住民の関係をめぐる初瀬論文と上村論文の対比的な理解である。

まず、編者である初瀬は「まえがき」で、「エスニシティと多文化主義を論じるには、先住民を無視することはできない」と、本書における第3部の意義を強調する。たしかに第3部に収める3論文は、日本では論じられることの相対的にまれなテーマを扱っており、啓蒙的にもその意義は小さくなかろう。エスニシティと同一視されがちな先住民の権利要求には、同時にまた民族問題一般には回収しえぬ独自の性格があることが、これらの論文では説得的に語られている。こうした問題領域を設定したことは、本書の価値を大いに高めるものであり、また編者の識見を示すものでもある。

それだけに、国際政治のなかに先住民の問題を位置づけようとした上村論文に次のようにあるのが気になった。本書全体の最後の部分である。

「いわゆる“one of them”という視点から、既存の国家なり社会なりを一応の前提として存在するエスニック集団に対して、先住民族は“one of one”，いわゆる民族集団としての国家との平等、民族自決権の行使を最優先させており、近代化・工業化以前に、その国家形成の正統性を問題にしている。〔中略〕先住民族の権利回復は、『原理』的には、『植民地解放』という、戦後国際政治の中心課題のひとつの文脈のなかで分析されるべきもので、民族集団の『共生』はむしろ2次的意味しかもたない。具体的には、先住民族の権利は『土地権』との関係で論じることを避けることができないということだ。」（306～307ページ）

上村が他の執筆者と違って、「先住民」ではなく

「先住民族」を使う理由は、ここに明らかであろう。民族の「共生」よりは、権利問題を重視するこうした認識が、本書全体の基調からいって、やや異色であることは否めない^(註1)。これとある意味で対照的な認識を示すのが、初瀬論文の次の箇所である。

「多文化主義とは、たんに多くの文化の並存を認めることではない。そこには前提となる一定の原則が必要である。その原則とは、人権、自由、参加（民主主義）という近代世界の普遍的価値を尊重してゆくことである。多文化主義とは、すべての文化を等しく認める文化的相対主義のことではない。」(217ページ)

このように考える初瀬は、コーポレート型多元主義はややもすると民族的排外主義に行き着く可能性をもっているとして、リベラル型多元主義を採用し、「近代の普遍的価値」を合わせて尊重してゆくべきことを説く。要するに、上村が先住民（先住民族）の権利回復を訴え、文化の異質性を強調するのに対して、普遍的価値にもとづく「同化」^(註2)の意義を評価する初瀬は、むしろ「過度」の多文化主義には懐疑的であるのだ。

さらに、この初瀬の主張に対しては、「民族主義的同化の強制は民族的差別となり、普遍主義的同化の強制は普遍主義的差別となる。イスラム教徒からみれば、西洋人の主張する近代市民社会の普遍的価値も、特殊西洋の文化伝統にすぎない。」(54ページ)という指摘をぶつけてみることもできよう。初瀬の言うように、「普遍主義的同化」と多文化主義が両立可能であるとしても、イスラム問題に向かうとき、リベラル型多元主義は「差別」と「排除」の論理からどこまで自由でありうるのか、と。

もちろん、誤解のないようにことわっておくが、評者はここで執筆者の間に見解の相違があること自体を批判しているわけではない。座談会を通じてでも、この問題をめぐる議論の応酬があったらおもしろかったとは思いますが、それとて争点がより明確になるだろうというにすぎない。論点がこれだけ分裂し輻輳している点にこそ、多文化主義のはらむ問題性が映し出されているのではないか。論者の見

方が一つの像に収斂しないことは、むしろこのテーマが内包する理論的沃野を提示するものと積極的に受けとめておきたい。

*

ところで、上にわざわざ二つの見解を引用してみたのは、本書では十分に触れられていない（と思われる）多文化主義のもう一つの理論的困難が、ここに現れていると感じられるからである。

結論から言えば、この種の困難は、文化の単位をエスニシティというかたちで固定してしまうところに由来する。われわれが日常経験するように、文化とは本質的に「不純」なものであり、固定不変のものとは言えない。そこにはたしかに、民族という「運命共同体」や法・言語などの制度的環境のように、個人の選択や嗜好をこえた、ある種の実定性と意識される要素がないわけではない。

だが、客観的に実在すると思われるそうしたエスニックな単位も、歴史的に観察してみると、いわゆる「エスニック・ポリティクス」のなかで生成し、対自化されると言ったほうが実状に近い場合が多い。言い換えれば、歴史的に自然に成長してきたというより、国家統合や近代化の文脈に置かれたマイノリティが、主流文化に対してその劣位を自覚したときに現れるのが、民族集団（エスニシティ）・民族文化なのである。

これは、初瀬論文で強調される「近代世界の普遍的価値」についても適用できる。リベラル多元主義者がエスニックな分裂を回避するために説く自由やデモクラシーや人権の普遍性も、自明であるようであり、決して自明の前提とはなりえないのだ。かつての植民地支配における西洋の「普遍的価値」がそうであっただけでない。初瀬は「近代産業の世界的展開にともない」「世界の文化全部に同化が進んでいる」(218ページ)というが、現代大衆消費社会の地球規模の拡大がかえって、アイデンティティ保持を求めるマイノリティの反同化主義を強化しているという一面も視野に入れるべきではないだろうか。

また、たとえ百歩譲って、西洋近代のモデルが調

和のとれた均一体であるとしても、脱植民地化の歴史が物語るように、それに反発することはかえって、中心への従属を強めてしまうという側面もある。なぜならば、「ヨーロッパ文明の支配下で、ヨーロッパ勢力に対する抵抗や従属的地位からの独立の方法としては、彼らの閉鎖的なクラブである主権国家体系への入会が唯一の現実的な選択肢として残された」^(註3)からである。言うまでもなく、1950～60年代に昂揚したアジア・アフリカの民族独立運動もまた、この例外ではなかった。植民地からの自立は、既存の国家（宗主国）への挑戦でありこそすれ、国民国家体系自体への挑戦ではなかったのである。

*

現在、多文化主義は、いまなお強固なこの主権国家体系に対する挑戦者としてたち現れている。多文化主義が注目されるようになった背景に、国民国家体系の動揺と再編という世界史の変動が存在していることは疑いない。しかし、対抗勢力が自らのアイデンティティを確保しそれを維持してゆこうとするとき、そこに一つの罅が待ちうけていることを見落とすべきではないだろう。……「同一性への回帰」と「他者性の排除」という罅が。

「どんな多元主義、他者や差異の尊重の思想も、その思想そのものが何らかのナショナルな伝統に同一化され、自己固有化されるなら、哲学的ナショナリズムの諸帰結を決して完全に免れることができないだろう」^(註4)。

これは、先の大東亜戦争を哲学的に合理化したとされる高山岩男『世界史の哲学』（1945年 岩波書店）を論じたさる著書の一節である。日本の膨張的侵略的なナショナリズムについての論定をここに引くのはいささか牽強であるかもしれない。けれども、スローガンとしての多元主義が排他的ナショナリズムに転化する機制は、本書の議論と重ね合わせながら、より理論的に考察されてしかるべきである。

冒頭に戻って言えば、問題は差異Ⅱへの欲望が現実化されるとき、そこに差異Ⅰが密かにすべり込ん

でくる、ということである。なぜ、そうなるのか。ここで、多元主義の理念そのものからくりがあるのではないかと疑ってみることも必要ではないか。すなわち、多元主義は国民国家体系がネーションや主権を所与の前提としてきたように、複数であるべき「文化」をあまりに自明の単位とみなしてこなかったか、と。“one of them”にせよ、“one of one”にせよ、一体いかなる権利と根拠にもとづいて、複雑な文化事象を“one”と表象しうるのだろうか。

ここには、「一般に、多元主義は多数である『元』そのものの同一性を疑わず、むしろそれを前提する」^(註5)という罅がしかけられているのだ。この罅から逃れるには、自他の差異を自覚し多文化主義の旗を掲げながらも、自他の文化を乗り越え不可能な固定した実体と見ないこと、つまり絶えざる脱中心化への意志こそが求められよう。「この」文化にも「あの」文化にも、可能性としての回路を常に開いておくこと。文化の複数性を身をもって生きること。

そしてこのことは、誤って「単一民族国家」と表象されがちな、日本に暮らす「われわれ」（＝在日日本人）にとっても決して他人事ではないはずである。文化とはそもそもが複数形（「多文化」）にならざるをえない以上、多文化主義は時と所を超えて、要請されるものだから。

そうでないと、「同一性」の政治学にとどまる多文化主義は、いずれおきまりの「他者の排除」へと落ち込んでしまう。その意味では、梶田の指摘する（85ページ）ように、「文化相対主義」を自他ともにどこまで共有できるか、さらに対話的アイデンティティの構築をいかにして可能にしていくか、多文化主義の成否はひとえにこの点にかかっているとつてよい。

*

以上、やや多文化主義の理念的問題に偏した論評になったかもしれない。言うまでもないことだが、多文化主義の可能性とは何よりその具体的表情の豊穡さ、ディテールの多様性にある。小論では十分に触れられなかったが、第Ⅱ部の諸論はカナダ、オー

ストラリア、アメリカなど多文化主義先進国についての簡にして要をえた現状報告である。

また、多文化主義の受けとめられ方が、国家の経済発展のレベルに応じて異なるという指摘も重要である。多文化主義は政治経済の相対的に安定した先進国にのみ適用可能なのだろうか。開発・環境問題とエスニシティはいかに関わるのか。多文化主義の検討課題は、先進国か開発途上国かの水準だけでなく、いずれこうした問題圏にも広がってゆかざるをえまい。

こうした点も含めて、今後は本書で扱われなかったさまざまな国家・地域の多文化主義に関する比較研究が進むことを期待したい。そしてまた、多文化主義をめぐる理論探求も、国際政治学や地域研究と並んで、社会学や人類学、ジェンダー論などとクロスオーバーしてゆくこと、つまりはいつそう「不純」

になっていくことが望まれる。

(文中敬称略)

(注1) ただし、関根論文は先住民からの多文化主義批判の実例に触れており(59ページ)、また都丸論文は独立後のフィジーにおける先住民とインド系移民の衝突・排斥の事例を紹介している。

(注2) 初瀬はここで「同化」と「異化」の対抗軸を設定しているが、多文化主義の限界を論じるこの文脈においては、「同化」ではなく「統合」の語を使うべきではないだろうか。「同化」と「統合」の区別に関しては、梶田孝道『統合と分裂のヨーロッパ』(岩波書店 1993年)参照。

(注3) 山影進『対立と共存の国際理論——国民国家体系のゆくえ』東京大学出版会 1994年 5ページ。

(注4) 高橋哲哉『記憶のエチカ——戦争・哲学・アウシュヴィッツ——』岩波書店 1995年 226ページ。

(注5) 同上書 235ページ。

(東京大学大学院総合文化研究科助教授)